

(ご利用者の皆さまへ)

文京区子ども家庭部子育て支援課
 子育て支援推進担当
 電話:03-5803-1256(直通)

文京区訪問型病児・病後児保育利用料助成制度についてのお知らせ
【医療機関の受診等に係る要件の一部変更】

標記の訪問型病児・病後児保育利用料助成制度についてお知らせします。

この制度は、病中又は病気回復期のお子様をお預かりするベビーシッターサービス(以下「病児シッターサービス」という。)に係る保育利用料の一部を助成するものですが、皆様からのご意見を踏まえ、令和2年12月1日の病児シッター利用分から、次のとおり変更します(具体例は裏面に記載してあります。)

変更内容	現在	変更後 (令和2年12月1日利用分から)
助成のための 医療機関受診要件	病児シッターサービス利用日の「前後1日」以内に受診した場合が助成対象	病児シッターサービス利用日の「前後1日」以内に受診した場合が助成対象 * <u>ただし、病児シッターサービスを利用した日の前日が日曜日又は祝日(*)である場合は、その利用した日の前々日から翌日までに受診した場合が助成対象</u> (裏面の表 1(3)例①)
感染症にり患した場合の取扱い	—	インフルエンザなどの学校保健安全法施行規則第18条第1項で定める感染症(*)にり患した場合は、医療機関での診療により <u>診断が確定した日の前日から、症状が回復し集団生活に支障がない状態になると医師が認める日の前日までの病児シッターサービスの利用が助成対象</u> (裏面の表 1(3)例②)

*国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を言います。

*感染症の種類については裏面の1(2)をご覧ください。

1 変更内容の詳細

(1) 感染症にり患した場合の取扱い

医療機関の受診要件は、原則、病児シッターサービス利用日の前後1日ですが、該当の感染症にり患した場合には、受診要件(前後1日)に該当しない利用日が見込まれます。この利用分について、重ねて医療機関を受診するの必要がなければ、「医療機関の受診に関する申出書」の提出により状況を確認しますので、他の申請書類と合わせて必ずご提出ください。

なお、「医療機関の受診に関する申出書」に記載する内容が確認できる書類(診断書など)がある場合は、代用を可とします。

(2) 感染症の種類

「*感染症」は、学校保健安全法施行規則第 18 条第1項で定める以下のものに限ります。

◎学校保健安全法施行規則 (第 18 条第 1 項)

第 18 条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種 (略)

第二種 インフルエンザ、百日咳(せき)、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(※)

(※) 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑、ウイルス性胃腸炎、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、带状疱疹しん及び突発性発しんを指します。

なお、感染症の種類によっては、病児シッターサービスの利用ができない場合がありますので、利用の可否につきましては、病児シッターサービス事業者にお問い合わせください。

(3) 助成要件変更後の例

例①: 2月22日(月)に受診し、2月24日(水)に病児シッターサービスを利用した場合

⇒ 利用日の前日が祝日のため、前々日の2月22日(月)に受診した場合も助成対象となります。

例②: 2月25日(木)の受診でインフルエンザの診断が確定し、3月2日(火)から登園・出席可能と医師に認められた場合 ⇒ 助成対象期間は、2月24日(水)から3月1日(月)までとなります。

日付 (曜日)	2/22 (月)	2/23 (火・祝)	2/24 (水)	2/25 (木)	2/26 (金)	2/27 (土)	2/28 (日)	3/1 (月)	3/2 (火)
例①	← 受診		病児シッターサービス利用		助成対象期間 (利用日の前日が祝日のため、前々日から翌日まで)				
例②				受診 (インフルエンザ診断確定)	助成対象期間 (医療機関の受診に関する申出書の提出がある場合)				出席・登園 停止解除

2 その他

- 申請書、医療機関の受診に関する申出書等の様式は、区ホームページ(訪問型病児・病後児保育利用料助成制度)からダウンロードすることができます。
- 本件助成制度対象のベビーシッター事業者一覧は、区ホームページにリンクを掲載しています。

- 今回の「感染症等により患した場合の取扱い」の変更は、助成制度の利便性向上の観点から、学校や保育園等で出席・登園停止の扱いとなる感染症の場合に限り、医療機関への不要な受診を回避するものであり、感染症り患時の病児シッターサービスの利用を推奨するものではありません。

ベビーシッターサービスの利用に当たっては、お子さんの体調や様子をよく観察の上、状況に応じて適切に医療機関を受診していただきますよう、お願いいたします。